

空き家に関する支援制度

▶ 申し込み・問合せ…建築住宅課(☎025-520-5786)

空き家の所有者や管理者が適切に管理しなかったことで被害が発生した場合、所有者などが損害賠償責任を負うことがありますので、適切な管理が必要です。

空き家などの取り壊し

空き家等及び特定空き家等除却費補助金

ポケットパークなど地域活性化につながる跡地利用や、倒壊の恐れがある空き家などの除却費用の一部を助成します。

費補助額=除却費用(解体・運搬・処分)の2分の1(上限50万円)

空き家の利活用

(1)空き家情報バンク制度

空き家を「買いたい・借りたい」人向けに市ホームページなどで紹介しています。

■毎月第2・4火曜日、第3土曜日に開催している無料相談会に参加

○空き家無料相談会(4月)

■時所①9日☎=建築住宅課 ②20日☎=全日本不動産協会上越事務所(栄町2) ③23日☎=上越宅建会館(春日野)いずれも午後1時~5時 ■「空き家登録シート」を提出の上、申し込み

詳しくは



詳しくは



(2)空き家定住促進利活用補助金

市外から移住した人で、購入した空き家のリフォーム費用の一部を助成します。

費補助額=1件20万円以上で実施したリフォーム費用の3分の1(上限50万円)

※①県外からの移住、子育て世帯、誘導重点区域(高田・直江津地区の一部)への移住のいずれか=各10万円を加算 ②誘導重点区域への移住で下水道の接続工事を行う場合=接続費用の3分の1を加算(上限30万円) ※子育て世帯または県外からの移住者には、上記補助金合計額の2分の1を更に加算

(3)定住促進生家等利活用補助金

自分や親の生家に市外から移住または市内転居する際に行うリフォーム費用の一部を助成します。

費補助額=(2)と同様

(4)空き家活用のための家財道具等処分費補助金

(1)に登録(予定を含む)した空き家の家財道具などを処分する費用の一部を助成します。

費補助額=業者に委託し搬出処分した費用(5万円以上)の2分の1(上限10万円)

詳しくは



詳しくは



詳しくは



住まいに関する支援(雪対策)

▶ 申し込み・問合せ…11月29日☎までに建築住宅課(☎025-520-5786)(予算額に達し次第終了)

●克雪すまいづくり支援事業補助金

屋根の雪下ろしが不要な克雪住宅の整備(建築、購入、改良)費用の一部を助成します。

■大潟区、頸城区を除く全市で4月以降に施工業者と契約し、工事完了後、令和7年1月31日☎までに実績報告できる人※工事着手前に申請 費上限額=○融雪式(熱エネルギーの利用による屋根融雪)=44万円(要援護世帯は55万円) ○落雪式、落雪・高床式および耐雪式=33万円(要援護世帯は44万円)

●屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金

命綱の一端を固定するための金具(命綱固定アンカー)などの設置費用の一部を助成します。

※高さ2m以上の高所作業は、墜落防止器具の使用が事業者には義務付けられています。安全対策設備のない住宅などは、事業者には雪下ろしを依頼できない場合がありますので、特に自力での雪下ろしが困難な世帯は補助金を活用し設置してください。

■対象住宅など=自己が所有または居住し、市内にある戸建て住宅(併用住宅含む)および付属屋(カーポートを含む)で高さが2m以上のもの 対象工事=次の設置または取り替え ①命綱固定アンカー ②転落防止柵 ③固定式はしご(①もしくは②と同時設置または既に設置している場合)

費いずれも1棟当たり上限10万円 補助率=要援護世帯3分の2、その他2分の1

詳しくは



詳しくは



私道の整備費用を一部補助

▶ 申し込み・問合せ…8月30日☎までに道路課(☎025-520-5771)または各総合事務所

令和7年度に工事を計画している団体は、事前に相談してください。

●対象道路

不特定多数の人が通り、将来にわたり通行することが見込まれる幅員2.5m以上(道路改良工事の場合は1.8m以上)の道路で、次のいずれかに当てはまる道路。

○道路の両端が公道に接続しているもの ○道路の一端が公道に接続し、ほかの一端が幅員2.5m以上の私道に接続しているもの ○道路の一端が公道または幅

詳しくは



員2.5m以上の私道に接続し、他の一端が学校、保育園、その他の公共施設に通じているもの ○道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

●対象工事

○舗装新設工事 ○側溝改良工事 ○道路改良工事(工事の設計費および土地の分筆登記費を含み、用地取得費および物件補償費を除く) ○舗装修繕工事(舗装工事完了後、5年以上経過しているものに限る)

費工事に要する費用または市が定める補助基準額のいずれか低い額の40%以内(限度額100万円)